る。

被控訴人A及び被控訴人Bは控訴人に対し、控訴人から金三十万七千五百円の支払を受けるのと引換に、別紙目録記載第一の建物を引き渡してその敷地部分五坪三合三勺を明け渡し、かつ、各自昭和二十九年四月二十三日以降右建物の引渡及び敷地の明渡済に至るまで一箇月金四十七円の割合による金員を支払うべし。被控訴人Cは控訴人に対し、別紙目録記載第二の建物を引き渡してその敷地部分九坪一合二勺を明け渡しかつ、昭和二十九年四月二十三日以降右建物の引渡及び敷地の明渡済に至るまで一箇月金八十円四十四銭の割合による金員を支払うべし。

控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用中、控訴人と被控訴人A及び被控訴人Bとの間に生じた部分は、第一審に関するものは同被控訴人らの、第二審に関するものは控訴人の各負担とし、控訴人と被控訴人Cとの間に生じた部分は、第一、二審とも同被控訴人の負担とする。

この判決は、被控訴人らに対し金員の支払を命じた部分に限り仮にこれを執行することができる。 〇事実

控訴人訴訟代理人は、原判決の控訴人と被控訴人らとの間に関する部分を次のとおり変更する、被控訴人A、同Bは控訴人に対し別紙目録記載第一の建物を収去してその敷地五坪三合三勺を明け渡し、かつ、連帯して昭和二十九年四月二十三日から右土地明渡済まで一箇月金四十七円の割合による金員を支払え、被控訴人とは控訴人に対し別紙目録記載第二の建物を収去してその敷地九坪一合二勺を明け渡し、かつ、昭和二十九年四月二十三日から右土地明渡済まで一箇月金八十円四十四銭の割合による金員を支払え、訴訟費用は被控訴人らの負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求め、被控訴人Cは控訴棄却の判決を求め、被控訴人Aは当審における本件準備手続及び口頭弁論の各期日に出頭せず、被控訴人Bは本件口頭弁論をなさず退廷した。

期日に出頭したが弁論をなさず退廷した。 当事者双方の事実上及び法律上の主張並びに証拠の提出、援用及び認否 は、控訴人訴訟代理人において(一)被控訴人らの本件各建物の買取請求の主張に 対し、控訴人と原審被告Dとの間の本件宅地の賃貸借契約は、同人に従前主張のと おりの賃料債務の不履行があつたので控訴人においてDに対し昭和二十九年四月二 十一日付翌日到達の書面を以て同書面到達後三日内に該延滞賃料を支払うよう催告 したがなお、その支払がなかつたので同年七月十三日右賃料債務の不履行を理由と して民法第五百四十一条の規定に基き該賃貸借契約解除の意思表示をなした結果被 控訴人らの本件建物買取請求権行使の前である右同日右解除により終了しているか ら、被控訴人らはいずれも本件建物買取請求権を有しない。控訴人は原審以来控訴人と原審被告Dとの間の本件宅地賃貸借契約は、第一次的には同人の右賃料債務の不履行を理由として民法第五百四十一条に基き昭和二十九年七月十三日なした契約 解除の意思表示により、第二次的に本件宅地の無断転貸を理由として同年四月二十二日同法第六百十二条第二項に基きなした契約解除の意思表示により終了したと主張しているのである。(二)また、被控訴人C所有の別紙目録記載第二の建物につ いては、同被控訴人において同人の訴外Eに対する金二十七万円の借入金債務のため右建物を代物弁済に提供し所有権移転請求権保全の仮登記がなされているので、 控訴人は同被控訴人の建物買取請求の結果その建物所有権を取得しても、後日Eの ため右仮登記に基く所有権取得の本登記がなされるときは一旦取得した右建物所有 権を失うこととなる。従つて買取請求の目的物件たる建物にこのような仮登記が存 する限り同被控訴人には本件建物買取請求権はないものと解すべきである。 仮に被控訴人らに本件各建物の買取請求権があるとしても、原判決の認定した右各 建物の価格は不当に高額であり、また、少くとも右目録記載第二の建物につき前示 仮登記のあることはその建物の価格の算定につきしんしやくされるべきである。

(四)なお、被控訴人らの本件各建物の買取請求権行使か有効であって、右権利行使以後においては被控訴人らはそれぞれ右各建物の代金の支払があるまで該建物の引渡を拒むことができることの反射的効果としてその建物敷地を占有しているのであつてこの限りにおいて該敷地の占有は不法占有とならないとされるとしても、被控訴人らは本来右敷地を占有使用し得べき権原を有しないのであるから、本件におけるが如く被控訴人らにおいて依然右各建物に居住してその敷地を占有している以上、被控訴人らはその敷地の公定賃料に相当する利得を得、反面控訴人においてこ

理由

東京都板橋区a町b番地宅地六十九坪(以下本件宅地という。)が控訴人の所有であること、右宅地の上に被控訴人A及び同Bが別紙目録記載第一の建物を共同で所有しその敷地部分五坪三合三勺を、被控訴人Cが別紙目録記載第二の建物を所有しその敷地部分九坪一合二勺を、いずれも昭和二十九年四月二十三日以降占有して来たことは、本件各当事者間に争がない。

被控訴人らは、被控訴人らはいずれもその所有となつた右各建物の敷地部分を本 件宅地の賃借人たる原審相被告Dからそれぞれ転借し、右転貸については控訴人の 承諾があつたから、正当権原に基いて右土地を占有するものであると主張するので 考えるに、右Dが昭和二十三年九月十日以降本件宅地を控訴人から賃借期間を満 十年と定めて賃借したことは本件各当事者間に争がなく、成立に争のない甲第二ないし第四号証、原審における被控訴人B本人尋問の結果によりその成立を認めるこ とができる乙第三号証の一ないし五、原審における被控訴人C本人尋問の結果によ り真正に成立したものと認める乙第四号証の一ないし三及び乙第六号証に、原審に おけるDの被告としての本人尋問、右被控訴人両名及び被控訴人A本人尋問の各結 果並びに本件口頭弁論の全趣旨を綜合すれば、Dはその賃借にかかる本件宅地の上 に昭和二十四年十一月ごろ木造スレート葺平家建店舗一棟建坪十九坪を建築して所有し、さらにその後昭和二十八年中別紙目録記載の第一及び第二の建物の建築を計 画しその工事を訴外母に請負わせたが、工事中途で資金難に陥り結局右各建物は請 負人Gが自己の資金を以てこれを建築しGの所有建物となったので、DはGがその 建物の敷地部分を使用することを暗黙に許諾したこと、しかるに、Gはその後右目 録記載第一の建物を同年十二月十一日ころ興亜商事不動産部の仲介により被控訴人 A及び同B両人に、同目録記載第二の建物をHの周旋により被控訴人Cにいずれも 借地権付であるということで売り渡したため、Dは、やむをえず被控訴人らが右各建物を買い受けてその敷地部分を使用することを暗黙に承諾したことを認めること ができる。原審におけるDの被告としての本人尋問及び被控訴人B本人尋問の各結果中右認定に反する部分は採用し難く、ほかに右認定を動かすに足りる証拠はない。右認定の事実によれば、Dは結局本件宅地のうち別紙目録記載第一の建物の敷 地部分を被控訴人A及び同Bに、別紙目録記載第二の建物の敷地部分を被控訴人C に対し、それぞれ転貸したものというべきである。しかしながら、右転貸について 賃貸人たる控訴人の承諾があつたとの被控訴人ら主張の事実については、その明示 の承諾のあつたことはもちろん、黙示の承諾のあつたことも、これを認めることが できる証拠がない。

そして、ほかに被控訴人らが右各建物の敷地部分を占有することができる正当権原を有することは、被控訴人らの主張し、かつ、立証しないところであるからそれ控訴人らは控訴人所有の本件宅地のうち右各所有建物の敷地部分に当る土地をそれ不法に占有し、これにより昭和二十九年四月二十三日以降控訴人にないに争のない甲第六号証によれば、右昭和二十九年四月二十三日当時の本件宅地の公定賃料は一箇月と呼につき金八円八十二銭であることが明らかである(もつともこの点は被控訴人の表記とは、被控訴人の表述として右各占有の割合においてはこれを認めるところである。)から、これを基準として右各占有部分においてはこれを認めるところである。)から、これを基準として右各占有部分においてはこれを認めるところである。)から、日は一箇月金四十七円の割合による損害を共同で、また、被控訴人のは一箇月金八十円四十四銭の割合による損害を共同で、また、被控訴人のは一箇月金八十円四十四銭の割合による

ところで、被控訴人A及びBは、原審における昭和三十一年十一月一日午後一時の本件口頭弁論期日において別紙目録記載第一の建物を、また被控訴人Cは、右期日に同目録記載第二の建物を、それぞれ借地法第十条の規定により時価を以て買い

取るべきことを控訴人に請求したことが記録上明らかであるから、次に被控訴人らがそのような買取請求権を有するかどうかについて考える。前に認定した事実によ れば、本件各建物の敷地の使用につき地主である控訴人と本件各建物を建築して原 始的にその所有者となつたGとの間には直接なんらの契約は無かつたけれども、G が右各建物を建築しこれを所有するに至つたのは、本件宅地の賃借人たるDが本件 宅地のうち右各建物の敷地となつた部分に右各建物の建設を計画し、その建築工事 をGに請負わせたが、途中資金難のため、やむをえず請負人たるGにおいて自己の 費用を以てこれを建築した結果にほかならないことが明らかであるから、右建築は 地主たる控訴人に対する関係においても適法であつたというに妨げなく、 は、本件各建物がGの所有建物となつた後同人がその所有のためその敷地部分を使 用することを暗黙に許諾していたが、その後被控訴人らが本件各建物を借地権付で ということでGから買い受けるに及んでその敷地部分を被控訴人らに転貸したもの と認むべきこと前説示のとおりであるから、このような場合には、右建物所有のた めその敷地の転貸を受けた被控訴人らにおいてその転貸につき地主の承諾を得られないときは、借地法第十条の規定の趣旨に準じてその所有建物につき地主に対しこれが買取請求をなす権利を有するものと解するのが相当である。そして本件におい 被控訴人らが控訴人から本訴の提起を受けるまでに控訴人に対し右転貸につき 諾否の催告をしたような事実は認められないけれども、本件記録によれば、昭和二 十九年五月十四日控訴人から本件各建物の買受人である被控訴人らに対し右各建物 の敷地部分の不法占有を理由として石各建物の収去土地明渡請求の本件訴が提起されているのであつて、このような訴が提起されている以上被控訴人らにおいて改めて控訴人に対し右敷地の転貸の諾否の催告をすることは無意味であるから、被控訴 人らは控訴人に対し改めて右転貸の諾否の催告をなすことを要せずして、右訴の提起のあつた時において右建物買取請求権を取得したものというべきである。

一控訴人とDとの間の本件宅地の賃貸借契約は、被控訴人とDとの間の本件宅地の賃貸借契約は、被控訴人ららか右建物主張、控訴人とDとの間の本件宅地の賃貸借契約は、被控訴人所有を記述者理事的。 一定であるいる。 一定であるいる。 一次であるいる。 一次であるに、 一次である。 一次である。

した。 した。 した。 した。 では、だのような順序を付して主張するにせよ、控訴人の主張によれ では、控訴人が右無断転貸を理由とした行ととなり、従いこととなるといるといるといる。 を理由とした右無断転貸を理由とない。 であるといるといるの後にはない。 であるといるにはや存在しないこととならにはおいるにおいるには、 をであるといるにはや存在しない。 であるにはおびであるといるには、 での理由により該賃貸借契約解の意思表示がなされたとしてもまれは意味の に他の理由により該賃貸借契約解このますな場合には裁判所は当事程 を取り上げてある。 を取り上げてあるまず控訴できるものと解すると であることができる。 を取り上げてあるには、 を取り上げてない。 を取り上げてない。 を取り上げてない。 を取り上げてない。 を取りにより前記との を理けるとの にたい。 を理ける。 をの理的として、 をの理的として、 をの理的として、 をの理的として、 をの理的として、 を可じまる。 をの理的として、 を可じまる。 を可じまる。 をの理的として、 を可じまる。 をの理的として、 を可じまる。 をの理的として、 を可じまる。 をの理的として、 を可じまる。 を可じなる。 を可じなる

控訴人は、なお、被控訴人Cに対する関係において、同被控訴人は訴外Eに対し 金二十七万円の貸金債務を負担しその代物弁済のため同被控訴人所有の本件第二の 建物を提供し右Eを権利者として同建物につき所有権移転請求権保全の仮登記がな されているから、このような場合には同被控訴人は右建物の買取請求権を有しない と主張し、同被控訴人においてその成立を認める甲第八号証によれば、同被控訴人 所有の別紙目録記載第二の建物につき昭和三十年五月二十八日東京法務局Ⅰ出張所 受付第〇△□□□号を以て右Eのため同年五月二十六日の売買予約を原因として所有権移転請求権保全の仮登記がなされていることを認める〈要旨第一〉ことができる (控訴人主張の代物弁済契約のあつたことは認むべき証拠がない。) 右 のように右建物〈/要旨第一〉につき右両名間に売買の予約があつてこれを原因とする 所有権移転請求権保全の仮登記がなされているからといつて、必ずしも右売買予約 完結の意思表示がなされて所有権取得の本登記がなされ、そのため控訴人が買取請 求の結果一旦取得した右建物の所有権を喪失するものとは限らないから、前記のよ うな売買予約及びこれを原因とする所有権移転請求権保全の仮登記の存する場合に おいても、同被控訴人が右建物の買取請求をなすこと自体は、なお妨げないものと 解するのを相当とする。(ただし、右買取請求の相手方である控訴人において代金 の支払を拒むことができることについては後述。)従つて控訴人の右主張も亦採用 できない。

そうすると、被控訴人らの前記建物買取請求権行使の結果その権利行使のなされた日である昭和三十一年十一月一日被控訴人A及び同Bと控訴人との間に別紙目録記載第一の建物につき、また被控訴人Cと控訴人との間に同目録記載第二の建物にさる売買契約が成立したと同一の効果を生じたものというべきであつて、かつ、原審における鑑定人Jの鑑定の結果に近千五百四十の時間は金三十万七千五百四十八と認定の結果は、有鑑定人J〈要旨第二〉Jの鑑定の結果は、有鑑定人J〈要旨第二〉Jの鑑定の結果は、有鑑定人J〈要旨第二〉付の鑑定の結果は、有鑑定人J〈要旨第二〉は表記表記載第二の建物については、前記のとができる。原審鑑定人Kの鑑定の結果は、右鑑定人J〈要旨第二〉権移転請求権保全の仮登記があるからその価格の算にに売とおりに行ってあるときであると主張し、右建物につき被控訴人CとEとの間に売買したのよりにあるけれども、そのようなことは、売主の担保責任の問題として対応がありこれを原因とする所有権移転請求権保全の仮登記がなされていることに売買したのといるのとするがあるけれども、そのようなことは、売主の担保責任の問題としていると解すべきである。

そして、右買取請求により被控訴人らと控訴人との間にそれぞれ前記各建物につき売買の成立と同一の効果を生じた結果、控訴人は別紙目録記載の第一及び第二の各建物の所有権を取得し、従つて被控訴人らの控訴人に対する右各建物の収去義務は消滅したが、他面被控訴人らはいずれも従前所有していた右各建物を控訴人に引き渡すべき義務を負担するに至つたものというべく、その引渡義務は特段の事由がない限り控訴人の被控訴人らに対する前記買取代金の支払義務と同時履行の関係に立ち控訴人から右買取代金の支払があるまで右各建物の引渡を拒絶することができる筋合であるところ、被控訴人A及び同Bと控訴人との間では右同時履行の抗存立を妨げるような特段の事由は存在しないから、同被控訴人らは右同時履行の抗

弁の反射的効力として控訴人から右買取代金の支払があるまで本件宅地のうち右建 物敷地部分の明渡をも拒むことができ、従つて同被控訴人らの右建物敷地部分の占有は、前示昭和二十九年四月二十三日以降右買取請求のなされた昭和三十一年十一 月一日までは不法の占有であつて同被控訴人らは共同不法占有者として各自連帯し て控訴人に対し右期間に対する前示一箇月金四十七円の割合による賃料相当の損害 を賠償すべき義務があるが、右買取請求権行使後の同被控訴人らの右建物敷地部分 の占有は前説示のとおり右同時履行の抗弁の反射的効力としてこれをなすものであるという限りにおいて不法占有とはならないから、同被控訴人らはこれにつき不法 占有者としての損害賠償義務はない。しかしながら、同被控訴人らは本来右敷地を 占有使用できる権原を有せず、ただ右抗弁の反射的効力としてその占有をなし得る に過ぎないのであるから、同被控訴人らにおいて右建物買取請求後依然として右建 物に自ら居住してこれを使用し(同被控訴人らが右建物を共同で使用していること は原審における同被控訴人らに対する各本人尋問の結果に徴し明らかである。)そ の敷地部分を占有している以上は、同被控訴人らは法律上の原因なくして不当にそ の敷地部分に対する賃料相当の利得を得、反面控訴人はこれと同額の損害を被つて いるものとしなければならないから、同被控訴人らはこれが不当利得返還の義務を 負担するものであつて、かつその義務は同被控訴人らが右建物を共同で所有し使用 していることから見て不可分債務と認めるのを相当とする。従つて同被控訴人らは 控訴人に対し各自昭和三十一年十一月二日以降右建物の引渡及び敷地の明渡済に至 るまで前記賃料相当額である一箇月金四十七円の割合による不当利得金を支払うべ き義務が〈要旨第三〉ある。次に、被控訴人Cの関係について考えるに、同被控訴人 の従前所有していた別紙目録記載第二の建物
(要旨第三)については、前記のように同被控訴人と訴外Eとの間に売買予約がありこれを原因として所有権移転請求権保 全の仮登記がなされているため、もし右売買予約に基き右両名間に売買が成立し日 のため右仮登記に基く所有権取得の本登記がなされるときは、控訴人は右買取請求 の結果一旦取得した右建物の所有権を喪失しなければならない関係に在るから、 のような場合には控訴人は民法第五百七十六条の規定の趣旨にかんがみ控訴人が右 権利を失う虞がなくなるまでの間右買取代金全部の支払を拒むことができるものと 認めるのが相当であつて(なお同被控訴人が控訴人に対し相当の担保を供したことは同被控訴人の主張立証しないところである。)かつ、控訴人が右買取代金の支払を拒んでいることは控訴人の弁論の趣旨に徴し明らかであるから、同被控訴人は右 建物の引渡につき同時履行の抗弁権を有しないものといわなければならない。従つ て同被控訴人の右建物敷地部分の不法占有は、右昭和二十九年四月二十三日以降右 買取請求後も引き続き存続しているものというべきであるから、同被控訴人は控訴 人に対し右日時以降右建物の引渡及びその敷地部分の明渡済に至るまで前示一箇月 金八十円四十四銭の割合による賃料相当の損害金を支払うべき義務がある。

以上説示のと対である。 であるから、控訴人の被控訴人の法 がは、対する本別、 がは、対する本別、 をは、対する本別、 をは、対する本別、 をは、対する本別、 をは、対し、 をは、対し、 をは、対し、 をは、対し、 をは、対し、 を求める。 とのようなの。 を求める。 がである。 とのようなの。 を求める。 がである。 とのようなの。 を求める。 がである。 ののようなの。 ののは、 を求める。 のののので、 をでいる。 ののののでは、 をでいる。 ののののでは、 をでいる。 のののでは、 をでいる。 のののでは、 をでいる。 のののでは、 をでいる。 ののでは、 をいる。 といる。 ののでは、 をいる。 といる。 ののでは、 をいる。 のののでは、 をいる。 といる。 ののののでは、 をいる。 といる。 といる。 といる。 ののののでは、 をいる。 といる。 ののののでは、 といる。 ののののでは、 といる。 といる。

、よって、原判決中控訴人と被控訴人らどの間に関する部分を一部変更すべきものとし、民事訴訟法第三百八十六条、第九十六条、第九十二条及び第九十三条を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 川喜多正時 判事 小沢文雄 判事 位野木益雄)